

経営事項審査の改正について(平成28年6月)

1. 改正概要について

これまで「とび・土工工事業」として行われてきた解体工事について、建設業の許可に係る業種区分として、新たに「解体工事業」が設けられたことにより、経営事項審査でも「解体工事業」が新たに設けられます。

2. 経過措置について

解体工事業が設けられたことに伴い、これまで「とび・土工・コンクリート」に含まれていた「解体」の完成工事高や技術職員を抜き出すことになり、「とび・土工・コンクリート」の完成工事高や技術職員が減少し、総合評定値が変動してしまう可能性があります。このため、経過措置が設けられています。

(1) 総合評定値について

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間、改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」、「解体工事業」の総合評定値に加え、改正法施行以前の許可区分における「とび・土工工事業」として「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」も算出し通知を行います。

(2) 技術職員について

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間、「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、両方を申請する場合のみ、1人の技術職員につき3業種の申請が可能となります。

また、平成28年6月1日現在で「とび・土工工事業」の技術者である者は平成33年3月31日までは解体工事業の技術者と認められます。

3. 経過措置期間中の申請について

(1) 完成工事高について

① 工事経歴書の切り分けについて

「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経審をうける場合、直前2年又は3年分の完成工事高について、「とび・土工・コンクリート工事」と「解体工事」に切り分けて申請していただくこととなります。それに伴い、「とび・土工・コンクリート工事」と「解体工事」に切り分けを行った工事経歴書（直前2年又は3年分）の提出が必要となります。

※平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に限ります。

②工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高の記入について

「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経審をうける場合、必ず「とび・土工・コンクリート・解体工事（経過措置）」を記載する必要があります。

※平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に限ります。

(2) 技術職員について

①業種コードについて

「とび・土工工事業」と「解体工事業」の両方を申請する場合、1人の技術者について、3業種まで申請することができます。3業種を申請する場合、業種コードは「99」を使用します。

※「99」を記入することにより、「とび・土工工事業」と「解体工事業」の両方に加点されます。

※平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に限ります。

②資格コードについて

平成28年6月1日現在で「とび・土工工事業」の技術者である者が、「解体工事業」の技術者として申請する場合、コード表の資格区分に「附則第4条該当」の記載があるコードを使用します。

※平成33年3月31日までの間に限ります。